

平成 29 年度第 2 回スポーツ推進審議会会議録

- 【日 時】 平成30年 3 月 6 日（火）
- 【時 間】 18時30分～20時10分
- 【会 場】 市役所 4 階会議室
- 【出席委員】 中野貴博（会長）、中嶋信啓（副会長）、土松達哉、近藤京子、足立博子、山田さとみ（敬称略）
- 【欠席委員】 中島 茂、稲垣 愛（敬称略）
- 【事務局】 環境文化部・樋口部長、文化スポーツ課・松田課長、加藤、臼武
- 【議 題】
- 1 平成 30 年度生涯スポーツの基本方針と重点施策（案）について
 - 2 平成 30 年度スポーツ事業計画（案）について
 - 3 「ジュニア期のスポーツ活動ガイドライン」の改定（案）について
 - 4 多治見市スポーツサポーター登録制度について

◆ 18時30分開会

（事務局）

平成 29 年度第 2 回スポーツ推進審議会を開催します。

はじめに、多治見市環境文化部長 樋口正光よりごあいさつを申し上げます。

（部長あいさつ）

（事務局）

（配布資料の確認）

（会議成立の報告（過半数委員の出席により会議成立））

以降の進行は中野会長にお願いします。

（会長）

はじめに、会議の公開・非公開についてお諮りします。

多治見市情報公開条例第 23 条の規定により、審議会は原則公開することとされ、同条例第 6 条第 2 項第 1 号から第 5 号で規定する非公開情報に該当する恐れがある場合は非公開とすることができるかとされていますが、本日の議題は何れにも当たらないと思われますので、本日の審議会を公開としてよろしいかお諮りします。

（委員）

（異議なし）

（会長）

ご異議ありませんので、本日の会議は公開といたします。

（会長）

それでは、議題 1 について、事務局から説明をお願いします。

議題 1 平成 30 年度生涯スポーツの基本方針と重点施策（案）について

事務局説明（資料②（Ⅰ基本方針、Ⅱ長期展望と方向性）に基づき説明）

(会長)

基本方針、長期展望について、ご意見等がありましたらお願いします。

(委員)

トップアスリート強化指定事業の「研究」とはどのようなものでしょうか。

(事務局)

強化指定選手の指定に係る具体的な方針について「研究」を進めるというものです。

事務局説明（資料②（Ⅲ重点施策）に基づき説明）

(会長)

重点施策について、お気づきの点等ありましたらよろしくお願いします。

(委員)

クラブサービス、ジュニアクラブ活動の活性化について、岐阜市では平成 30 年度、県の指導により、毎月第 3 日曜日を「家庭の日」として小中学生に体育施設を貸し出さないと聞いていますが、多治見市の対応はどうでしょうか。

(事務局)

「家庭の日」の通達は数年前に県からあり、ジュニア層の指導者に情報提供を行っていますが、施設貸出し禁止等の対応は行っていません。

(委員)

大垣市でも一部そのような動きがあると聞いています。ジュニアクラブ活動の活性化とは相反することなので、心配しているところです。

(事務局)

トップレベルでは、練習量の確保が必要ということも理解していますが、ガイドラインでは練習量に上限を設け、適切な活動時間を示し、指導者に理解を求めている状況です。

(事務局)

岐阜市では、部活動とクラブの区別があいまいな印象です。部活動顧問の先生の影響力が大きいので、「家庭の日」の取り組みが行いやすいと思います。

一方、多治見市ではジュニアクラブ化が進み、活動時間等はクラブの自主性に委ねており、ガイドラインで理解を求めている状況で、岐阜市とは状況が異なります。

(委員)

感謝と挑戦の T Y K 体育館の改修工事は、利用者としては大変ありがたいことです。駐車場については、大会主催者が毎回苦勞している状況です。空調機についても、中学校の剣道夏季大会は空調がある会場で行うよう県から指導があり、熱中症に配慮して大会運営を行う等苦勞しています。

(事務局)

感謝と挑戦の T Y K 体育館の改修については、3 月定例会で約 6 億円の予算計上をしているところです。照明も L E D 化を行い、明るくなります。駐車場については、400 台収容可

能となりますが、駐車場の配置上、取付道路等の新設は難しいため、車両の出入りの際には、交通整理の協力等で大会主催者や参加者のご協力をいただきたいと思います。

(委員)

これだけ整備費がかかると使用料に影響するのでしょうか。

(事務局)

当面、使用料の変更はありません。ただし、空調については、受益者負担として実費をいただく予定としています。

(委員)

第1競技場の改修中、大会等を実施する場合、他施設の確保等は考えていただけるのでしょうか。

(事務局)

体育協会加盟団体は、通常、社会体育施設以外の施設を大会、教室等で利用することができません。第1競技場の工事期間中に限り、学校、教育委員会と協議して学校施設の利用を可能としています。既に調整が済んでおり、現時点で2団体程、学校施設を利用します。工事期間中、第2～第4競技場、笠原体育館、学校施設以外に利用できる屋内施設はありません。限りある施設の中で利用していただくようご理解をいただいているところです。

(会長)

それでは、議題2について、事務局から説明をお願いします。

議題2 平成30年度スポーツ事業計画(案)について

事務局説明(資料③に基づき説明)

(会長)

新規事業中心の説明でした。何かご質問等がありましたら、よろしくをお願いします。

(委員)

(特になし)

(会長)

それでは、議題3について、事務局から説明をお願いします。

議題3 「ジュニア期のスポーツ活動ガイドライン」の改定(案)について

事務局説明(資料④に基づき説明)

(事務局)

平成28年9月に発生した、多治見中学校のジュニアクラブ指導者による行き過ぎた指導事案を受けて、再発防止のためガイドラインを一部改定するものです。

改定にあたり、弁護士に法律的な意見も伺いましたが、ガイドラインは、行政が関係者に法律責任を求めるものではなく、指針として示している点を再確認しました。

(会長)

今回の改定は、ジュニアクラブ、学校、行政は、行き過ぎた指導を一切認めないことを明確にしたものです。

(委員)

ジュニアクラブ活動の代表者として「参加する生徒の保護者」が加えられましたが、前段には「保護者や地域の社会人によって設置され」と記載があり、矛盾するように思いますが、設置者と代表者は別であって、代が替わる等で保護者が代表を務めるという理解であれば、矛盾はないのかもしれませんが。

(事務局)

今回、行き過ぎた指導があった団体は、設置者も代表者も指導者も同一人物でした。この点を問題視して、設置者、代表者、指導者は別の人にするべきという視点で改定しています。

(委員)

そうであれば、前段の「地域の社会人によって設置され」は削除した方が良いのではないのでしょうか。

(委員)

設置者は誰であっても関係ないと思われまますので、「保護者や地域の社会人によって設置され」を削除してはどうでしょうか。

(会長)

ガイドラインでは、設置者が誰であるかはあまり問題ではないと思います。代表者と指導者が同一人物であったことを問題の一因と考えるなら、代表者と指導者の関係の方が重要です。原案では、設置者と代表者が同じこともあり得る文面になっていますので、設置者と代表者の関係を明確にした方が良いと思います。

一方で、設置者と代表者は異なるものという認識であれば、敢えて設置者を明記する必要はないので、誰によって設置されたかは削除しても良いのではないかと思います。

(事務局)

多治見市では、部活動から発展したものを「ジュニアクラブ」と呼び、それ以外を「クラブ」と呼んでいます。

(事務局)

減免規則との整合性も確認する必要があります。

(委員)

現場の教員には、現在の定義で「ジュニアクラブ」が浸透していますので、定義自体はあまり変えない方が良いと思います。

(事務局)

代表者と指導者が同一であることが問題と認識しています。ジュニアクラブの代表者を保護者に限定するのは、ジュニアクラブの子どもは卒業して代が変わっていきます。保護者が変わっていく際にしっかり引継が行われる組織にして欲しいとの思いです。

(会長)

全て同一人物だとジュニアクラブの私物化につながるということですね。

(事務局)

ジュニアクラブは、中学校部活動から発生していますので、学校にも関与をお願いしています。今後の学校とジュニアクラブとの関係を考えて、連絡、意見交換がしやすい保護者を代表者として、連絡を密にできる体制にしていきたいという意図です。設置者が地域の社会人でも問題ないと思いますが、部活動との一体感を勘案し、保護者との連携を高めていきたいと思っています。

(委員)

多くのジュニアクラブは保護者に代表を務めていただいて、上手に機能している印象です。ただ、以前は保護者が指導者であるために、保護者が変わると指導者も変わるということがありました。自分の子どもがいるので指導者をやりたいという話で、新旧指導者間でトラブルになったということもあったと記憶しています。しかし、改定主旨を考えれば、代表者は保護者が務める方が良いと思います。

(会長)

設置者が誰であるかは問題にしなくて良いということでしょうか。

(事務局)

その通りです。

(会長)

設置者と代表者は別ということを前提に、敢えて削除する必要はないと思います。

(事務局)

初めてこの文章を見る方に、設置者は誰でも良く、代表者は保護者が務める必要があることが伝わるでしょうか。

(委員)

「ジュニアクラブ活動」と「クラブ活動」の記述の整合性を図るため、ジュニアクラブ設置者の記述を省くのであれば、クラブの方も省く必要があると思います。また一方で、ジュニアクラブの説明に代表者を規定しているのに、クラブには規定がありません。

(会長)

「クラブ活動」も生徒を対象としているので、ガイドラインの対象になると思いますが、「クラブ活動」は代表者を規定する必要がないということでしょうか。

(事務局)

当初のガイドラインは、社会人がボランティア意識でクラブをつくり、そこへ集まってきた人たちが経費を出しながら子どもが種目を行うクラブ活動が前身で、それを基に作ったものです。既に浸透していますので、設置者云々の記載がなくても、ジュニアクラブやクラブ活動の定義は伝わるものと思います。

(委員)

設置者は規則等で規定がなければ不要だと思います。代表者と指導者が責任を持ってやってもらえばよいと思います。

ただし、新しくジュニアクラブを立ち上げようとする場合は、保護者だけでは難しく、地域の社会人の役割は大きいと思いますので、そういう意味では記載を残しても良いと思いま

す。

(会長)

ガイドラインには設置者の規定はなく、位置づけが不明確です。設置者のことを書くのであれば、設置者と代表者の関係を書き加えることが必要かもしれません。

(委員)

何を持って「設置」なのでしょう。ジュニアクラブは登録するような性質のものではないと思います。ジュニアクラブの記述は、ジュニア期の子どもたちの活動場所の定義なので、事細かに規定する必要はないと思います。イメージが伝われば良いので、設置者の記述は削除した方が誤解を招かないと思います。

(会長)

学校開放の規則で、設置者の規定はあるのでしょうか。

(事務局)

学校開放の規則に、設置者の規定はありません。代表者、連絡者、指導者と生徒のみです。

(事務局)

ガイドラインを作った当初、ここでいう「設置」は人を表すのではなく、「団体を設置する」という意味合いだったのかもしれませんが。

(事務局)

本日の審議会で決定するという趣旨ではありませんので、ご意見として頂戴し、文面の修正があればお知らせします。

(事務局)

ガイドラインの改定について、市民の皆さんの意見を募集するパブリック・コメント手続を3月末まで実施します。意見募集の結果、修正が必要であればお知らせします。

(会長)

それでは、議題4について、事務局から説明をお願いします。

議題4 多治見市スポーツサポーター登録制度について

事務局説明 (資料⑤に基づき説明)

(会長)

ご意見、ご質問等ありましたらよろしくをお願いします。

(委員)

サポーターとして活動できる具体的なイベントが明記されていると、イメージしやすいと思います。

(事務局)

イベント例を追加します。

(会長)

登録者には、どのような形でイベントのお知らせが届くのでしょうか。

(事務局)

書面でお知らせをお届けする予定です。

(会長)

イベント例の記載があれば良いと思いますが、イベントを自分で探す必要があるのか、連絡がもらえるのか等の記載があると良いと思います。

また、具体的にサポーターとして活動する際は、利用団体から登録者に連絡が入るのでしょうか。

(事務局)

サポーターの利用を希望する団体に市から登録者の情報をお伝えして、その後は利用団体と登録者と協議して進めていただくことになります。

(委員)

個人情報、利用団体には伝わらないということで良いですか。

(事務局)

登録者名簿は公開しません。登録者本人の承諾を得た上で、連絡先を団体に伝えます。

(会長)

以上で全ての議題を終了します。

現在の委員の皆さんは、本日が最後の審議会となる予定です。私も2年間会長を務めさせていただき、ありがとうございました。

(事務局)

会議は本日が最後の予定ですが、緊急の案件があればお集まりいただく可能性もありますので、必要に応じてご案内します。また、来年度も引き続き審議会委員をお願いする方もいらっしゃると思いますので、その際はよろしくお願ひします。2年間ありがとうございました。

◆ 20時10分閉会